第17回袖ケ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成26年6月20日(金)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ケ浦市役所旧館 3 階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名
- 4 出席委員 26名

	1番	Щ		忠	雄		2番	関		憲	夫		3番	髙	浦	芳	_
	4番	篠	原		覚		5番	柳	井		進		6番	渡	邊	久	芝
	7番	渡	邉	邦	男		8番	積	田	雅	美		9番	佐ク	ス間	政	男
1	0番	多	田	總一	郎	1	1番	Щ	下	和	彦	1	2番	宮	嶋	+	郎
1	3番	中	Ш	喜一	郎	1	4番	板	倉		保	1	5番	佐ク	ス間	正	夫
1	6番	奥	野	政	義	1	7番	峯	下	健	次	1	8番	Ш	名	康	夫
1	9番	佐ク	、間	保	夫	2	0番	地	引	正	和	2	1番	御	袁		豊
2	2番	葛	田	吉	弥	2	4番	渡	邉	喜	_	2	5番	笹	生		猛
2	6 番	蔝	#	幸	米	2	7 悉	凉	百	孝	产						

- 5 欠席委員 なし
- 6 出席事務局職員 4名

佐久間事務局長 森副参事 鈴木主幹 神作主事

開 会

平成26年6月20日午後3時35分 開会

○議長(中川喜一郎君) ただいまより第17回農業委員会総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、26名中26名でございますので、会議は成立しております。

議事録署名委員の指名

○議長(中川喜一郎君) 日程第1、議事録署名人の指名を行います。 11番、山下和彦委員、12番、宮嶋十郎委員を指名いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長(中川喜一郎君) 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号、整理番号1についてご説明申し 上げます。

議案1ページをごらんください。本件は、平成26年6月4日付で提出がありました。

申請内容につきましては、総会資料の1ページの位置図をごらんください。譲受人は、自宅に隣接している農地であり、耕作に便利であることから取得したいとのことです。譲渡人は、農地を効率的に利用してもらえることから、申し出を受けるとのことです。場所は、蔵波字伊丹山です。現地を確認いたしましたところ、畑で、耕作されておりました。

会議資料2ページ、所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。農機具等については、耕運機、農用車を所有しているとのことです。農作業常時従事要件につきましては、世帯で480日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。自宅に隣接した畑であり、ミカン等を栽培しており、ミカン畑として耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

12番、宮嶋十郎委員。

○12番(宮嶋十郎君) この会議の総会の資料が届く、その前日に、この土地を売り渡す さんより、現場を確認してほしいということで伺いました。

この土地は、もともと さんの土地で、事情があって何十年だか前に さんに買ってもら

った土地であります。ところが、今になって 氏、53歳、これ息子さんなのですが、その当時随分と畑を売り渡したのですが、この さんがまた徐々に売った土地を買い戻しております。それで、その中の1件であります。この1ページの図でいいますと、この丸印の中、 さんの家がありまして、その隣、斜線が引いてありますが、この斜線は今この図で見ると幅が2ミリぐらいしかないのですが、実際はこの次の土地まで約1反歩ほどありますから、そこを全部買い戻すということであります。だから、家に隣接した農地であります。ここには現在ミカンが植えられておりまして、そのミカンは3年ほどです。もう既にミカンがなるようにはなっていますが、まだ収穫するまでの大きさではありません。

また、 さんは、この周りに7反歩ほどの畑を持っておりますが、その全てがミカンであります。ミカンとブルーベリーを栽培しております。仕事は、父親78歳、母親70、母親はちょっと体のほうがぐあい悪いので、父親ほどは働けません。 氏53歳が働き頭ですが、現在 をやっておりまして、労働時間は父親よりも若干少ないと思われます。1年間通してパートの、もう60過ぎているようなおばさんたちが3人ほど毎日来ております。完全なる農家であります。ここで、だから案件としてどうこうというわけではないのですけれども、自分の宅地に隣接した、一度手放した土地を買い戻すということですので、皆さんのご審議よろしくお願いしたいと思います。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了しましたので、これより質疑を求めます。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手お願いします。

[賛成者举手]

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。 鈴木君。

○事務局(鈴木良宏君) それでは、議案第1号の整理番号2についてご説明申し上げます。

議案2ページから3ページをごらんください。本件は、平成26年6月5日付で提出がありました。 申請内容につきましては、譲渡人は、遠方のため管理、耕作できないことから売却したいとのこと です。譲受人は、自宅に近い農地であり、耕作に便利であることから申し出を受け、経営拡大をした いとのことです。総会資料3ページ、4ページの位置図をごらんください。場所は、三ツ作字九日田、字大宮代、字前原です。現地を確認いたしましたところ、整理番号2 1、2 2については草刈りしてあり、それ以外は耕作されておりました。

総会資料5ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、従前から山林となっている土地とのことです。貸付地がありますが、農業経営基盤強化促進法により農地の集約に協力している土地とのことです。農機具については、所有する農地を耕作するのに必要な機械はそろっているものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、世帯で335日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。自宅に近い農地であり、田については水稲、畑については露地野菜を栽培し、地域の農地の利用調整に協力して耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、板倉保委員。

○14番(板倉 保君) 14番、板倉です。

先日16日の日に譲受人とともに現地を確認、話を伺いました。

まず、申請地は先ほど事務局が言われたとおり、田と畑がされており、田は位置図にありますとおり、根形小学校のグラウンド寄りに位置し、また畑は根形公民館寄りに少し離れた東側にあり、それぞれされいに耕作されております。そのうちの田のほうですが、 、 につきましては、事務局より説明があったとおり、以前より埋め立てされておりまして、確認したときには枯れ枝が少し積んでありましたが、先日見たときはきれいに片づけてあり、また草等もきれいに刈り取られておりました。良好に管理されております。

譲渡人の さんは、これはもとこの地区に住んでいましたが、現在は遠方で生活しており、管理をするのにも何かと不便なので、以前より譲受人の さんのほうに管理、耕作をお願いしていたのですが、こういう状況なので、どうだろうかと話があったようです。譲受人の さんも、自宅より耕作地が近いこともあり、また経営耕地の拡大が望めるとのことで譲り受ける話になったようです。以上、特に問題はないものと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。 〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3についてを議題といたしますが、議案第1号の3ないし議案第1号の4については関連がございますので、議案第1号の3ないし議案第1号の4については一括して事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。議案3ページをごらんください。

本件申請内容につきましては、農地の交換です。申請地は、勝字若宮です。

会議資料6ページと9ページの位置図をごらんください。議案第1号整理番号3の申請地は、譲受人の自宅の前に位置しており、議案第1号整理番号4の農地はその西側に隣接しております。議案第1号整理番号3の譲受人においては、交換することにより自宅に近接した農地となり、耕作するのに便利となることから、交換の申し出をいたしました。譲渡人においては、自宅に近い農地であり、利便性に変わりはないとのことで、これを承諾し、議案第1号の3にかかわる農地と交換に応じるとのことです。現地を確認いたしましたところ、現地は畑で、耕作されておりました。

会議資料7ページから8ページと10ページに申請者それぞれの所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、議案第1号整理番号3の譲受人については、遊休農地はありません。議案第1号整理番号4の譲受人については、耕作していない土地はありますが、狭小で耕作に向かない土地や幅の狭い長細い土地で耕作したいため、管理しているとのことです。貸付地がありますが、農業経営基盤強化促進法により農地の集積に協力しているものや、戦後の農地解放時から貸し付けている農地で、現在も継続して借受人が耕作しているとのことです。

議案第1号整理番号3の譲受人については、農用車を所有しており、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機は借用により作業しているとのことです。議案第1号整理番号4の譲受人については、所有する農地を耕作するのに必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事要件につきましては、議案第1号整理番号3の譲受人については世帯で205日、議 案第1号整理番号4の譲受人については世帯で290日とのことです。下限耕作面積要件につきまして は、ともに50アール要件を満たしております。申請人については、ともに自宅に近い農地であり、今 後も畑として耕作し、地域の農地の利用調整に協力していくとのことです。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

7番、渡邉邦男委員。

○7番(渡邉邦男君) 7番、渡邉です。

申請者とともに、6月13日午後6時30分に合流して現地を調査してまいりました。

場所は、大曽根公民館から東へ200メートルほど行った住宅地の中にあります。農地は作付してありました。譲受人の さんは、譲渡人の さんとは親戚関係にありまして、農地は さんの隣にあり、耕作上便利なために さんの宅地と地続きになる さんの農地と交換をしてもらいたくお願いに上がったとのことでした。また、申し出を受けて譲渡人の さんがお受けしたということでした。皆様のご審議よろしくお願いします。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第1号の3ないし議案第1号の4について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3ないし議案第1号の4については許可と決定いたします。 次に、議案第1号の5について事務局の説明を求めます。 鈴木君。

○事務局(鈴木良宏君) それでは、議案第1号整理番号5についてご説明申し上げます。

議案3ページをごらんください。本件は、平成26年5月27日付で提出がありました。

申請内容につきましては、譲渡人は、高齢となり、遠方のため耕作が無理になり、生活資金の調達が必要になったことから売却したいとのことです。譲受人は、横田地区で水田を耕作しており、申し出を受け、経営拡大をしたいとのことです。総会資料11ページの位置図をごらんください。場所は、横田字十二天です。現地を確認いたしましたところ、現地は畑で、草刈り等されておりました。

総会資料12ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可 基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、従前から山林 となっている土地とのことです。農機具については、所有する農地を耕作するのに必要な機械はそろっているものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、世帯で1,050日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。横田地区内に自作地があり、地域の基準に従い耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、積田雅美委員。

○8番(積田雅美君) 譲渡人は、10年ほど前に相続でこの土地を1反ぐらい取得しました。それで、今申請に上がっている土地の手前に自宅を建てたわけですけれども、どういう事情か、人手に渡ってしまいました。さっき事務局が言ったとおり、生活にちょっと追われていて、医療費に充てたいということで、売買の話が出たらしいです。ちょっとこの譲渡人のほうは3年ぐらい前から音信不通というか、そういうような形になってしまいまして、残った畑もジャングルのようになっていまして、最初は果樹を植えるというような話で木を植えたのですけれども、ほったらかしで、そういうような状況になっていましたけれども、売買の話が出たところできれいにその木を片づけて、畑として売るというような形で、この話がまとまったようです。

先日、日曜日、現地で川名委員と買い主の さんと一緒に話をしましたけれども、整地して畑に して今の時期だと豆ぐらいしか植えられないけれども、来年からはきちっとした蔬菜、野菜とか、そ ういうものをつくりたいというお話でしたので、よろしくお願いします。

- ○議長(中川喜一郎君) 次に、権利者住所地農業委員としての意見を求めます。 18番、川名康夫委員。
- ○18番(川名康夫君) 18番、川名です。

6月15日に積田委員と一緒に、午前10時に さんと現地で会いまして説明を聞きました。さっき 積田委員が言ったような場所だったらしいのですけれども、行ったときは廃棄物のようなものが散ら かっていまして、それは表土を さんが削って、そこにまた山土を入れるという予定で、畑として 使用するということです。それで、今までに6日ばかり重機でいろいろ片づけたのだけれども、あと 二、三日かかると終わると思いますという説明をそのとき受けました。

どうかよろしくお願いします。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

どうぞ、葛田さん。

○22番(葛田吉弥君) 22番、葛田です。

先ほど事務局のほうから地域に沿った農業経営をやるというような話が出たのですけれども、これ

は別件の話なのですけれども、 が横田で田んぼをつくっているのですけれども、今田植えやっているのです。その今田植えやるということは、稲刈り行ったとき隣の人はすごく迷惑かかるのです。要するに水がたまって稲刈りができない状態、そういう状態になると思うのです。そういうのというのは、事務局のほうは一応追跡調査とか本人に話を聞くというあれはないのですか、それをちょっと私は聞きたいと思うので。

- ○議長(中川喜一郎君) 事務局、鈴木君。
- ○事務局(鈴木良宏君) それは今回の申請者ではなくて、 の話になりますでしょうか。
- ○22番(葛田吉弥君) それもそうなのですけれども。
- ○議長(中川喜一郎君) どうぞ、葛田さん。
- ○22番(葛田吉弥君) いつもそういうふうな出るときに必ず出るのは、地域に沿った農業経営をやる というふうなことでいつもうたっていると思うのです。だから、たまたま出たから私は質問している わけなのです。

以上です。

- ○議長(中川喜一郎君) その点で答弁あります。 どうぞ、鈴木君。
- ○事務局(鈴木良宏君) さんにつきましては、横田地区に農地もあるということで、地域に従った農業のほうはしていくということで申し出がなされておるのを確認させていただいております。
- ○議長(中川喜一郎君) ほかに質疑はないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

- ○議長(中川喜一郎君) これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。 どうぞ、3番、髙浦さん。
- ○3番(髙浦芳一君) 3番、髙浦です。

今の葛田委員の質疑の中にありました。やっぱり農業委員会として地域に沿った経営ということを本当に確認していたならば、葛田委員が心配しているような実情がもしあったとしたならば、やっぱり責任を持ってきちっと対応すべきではないかと思いますが、 さん、本件にはちょっとずれるかもしれませんけれども、葛田委員のお考え、質問については事務局はどのようにお考えですか。

- ○議長(中川喜一郎君) 事務局、鈴木君。
- ○事務局(鈴木良宏君) 私どものほうとすれば、事務局とすれば耕作してもらうこと、それの誓約をいただいております。その中できちんと耕作していただくということを前提として申請を受け付けております。そして、もし耕作していないようなことがありましたら、農地パトロールの際とかで見ていただきまして、耕作していないようであれば所有者の方に注意していただく、もしくは事務局のほうにも連絡をいただくということで、そういった中で今後もきちんと耕作をしていくような形で指導

していきたいと考えております。 以上です。

- ○議長(中川喜一郎君) 3番、髙浦さん。
- ○3番(高浦芳一君) 葛田委員は、耕作をしている、していないという質問ではないのです。耕作する時期がずれていると、具体的に は田植えが遅く、刈り入れも遅くなる。片や地区の人、すぐ隣の隣接地は田植えが早い、刈り込みも早い、要するに刈り込みをきょうやっているときに、あしたやろうとしたときに、隣の田んぼがまだ水がびたびたで刈り込もうとする田んぼに、とにかく緩んでしまって、とても稲刈りの状態にならないのだという質問なのです。そういう地域の実情に合わせてということは、実情に合っていないのではないかと、そういう事実があったならばどのように、要するに数多く見られるようです。それに対してはどういうふうに指導されるのですかという質問ですね。
- ○22番(葛田吉弥君) そうです。
- ○3番(髙浦芳一君) 私もやっぱり許可をする段階で事務局のほうで確認をしていたならば、間違いなく地域の実情に合わせた経営をするということであるならば、やっぱりなるべく地域に合わせて、 隣の人に迷惑かからないようお願いしますという指導はしていただくほうがよろしいと思います。
- ○議長(中川喜一郎君) 今、髙浦さんのことで何か答弁。 森君。
- ○事務局(森 博君) 今ほど固有名詞で ということでいただきましたので、こちらにつきましては事務局のほうで確認をさせていただきたいと思います。そういう耕作をされるというのであれば、隣接者の方への配慮というのは必要かと思われますので、ちょっと連絡をとりまして、近隣の方へのご迷惑のかからない、それが地域との調和ということになろうかと思いますので、ちょっとその辺について植える時期の話になりますので、ではこれで即あした解消するかというものではございませんけれども、確認はして地域の方への配慮についてお願いをしてまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(中川喜一郎君) 事務局が今言いましたので、ほかに討論ございませんか。 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第1号の5について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。 よって、議案第1号の5については許可と決定します。 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

- ○議長(中川喜一郎君) 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。議案第2号の1について事務局の説明を求めます。森君。
- 〇事務局(森 博君) 事務局、森です。議案第2号整理番号の1についてご説明いたします。

議案4ページをごらんください。本件は、君津市の法人が市内在住の所有者から申請地を賃貸借により借り受け、農地5筆で7,650平方メートルの計画区域内に太陽光発電施設を建設しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成26年6月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料13ページの位置図をごらんください。申請地は、袖ケ浦椎の森工業団地の南東約1,300メートルに位置し、山林による分断がなされていることから、第2種農地と判断しております。

15ページに今回の太陽光発電施設のパネル設置の図面を添付しております。この配置により、合計2,030枚のパネルの設置が計画されております。

排水関係について、汚水雑排水は発生せず、雨水については自然浸透する計画であります。

この転用計画については、隣接農地は2筆ありますが、隣接農地地権者に了解されているとのことでありました。

総会資料16ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 本案件につきましては、6月16日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長、お願いします。

○運営委員会委員長(地引正和君) 20番、地引です。

議案第2号の整理番号1号につきましては、譲受人が譲渡人から賃貸借により転用し、太陽光発電施設を設置しようとするものであります。6月16日に運営委員会を開催いたしまして、現地の調査及び関係者から聞き取りなどにより審議を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

今回の運営委員会における現地確認については、譲受人及び代理人並びに担当地区委員である山下和彦委員にもご出席いただき、午後3時40分から実施いたしました。現地では、対象農地の確認をするとともに、現地における説明をいただきました。現地における主な質問及びその質問に対する説明は、次のとおりです。

さきに申請のあった隣接地における太陽光発電施設と同時に事業が進行されるのかとの問いに対 しては、同時進行はないと。隣接地ではあるものの、あくまでも別事業であるとのことでした。

南側に隣接する土地との境界位置について確認したいとの問いに対しては、法務局にて各種資料を調査しているが、地番を特定することができていない。よって、現在まで耕作してきた境を境界とし、

その境界から若干離して事業区域とするとのことでした。

さきに申請のあった隣接地における太陽光発電施設と今回の計画では、使用するパネルは同一であるかとの問いに対し、同一であるとのことでした。

審査会には、現地確認と同様に、譲受人及び代理人並びに担当地区農業委員に出席をいただき、午後4時30分から市役所会議室にて行いました。事務局からの議案説明を受けた後、譲受人及び代理人からも説明を受けました。続いて、各委員から質問があり、譲受人の説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

7,600平方メートルの転用計画に対し、管理用道路はどのようになっているかの問いに対して、計画区域の外周に2メートルの管理用通路を確保するとの回答を得ました。

さきに許可申請のあった隣接地での農地転用の申請時に、今回の土地についても一緒の申請書を提出しなかったのはなぜかの問いに対して、さきの申請の時点で農地転用の話はあったが、申請書提出までの具体的な計画にはなっていなかったことと、先に許可申請した隣接地は高圧の発電施設であるが、今回の新設については71.0キロワットの発電を7つ計画しており、低圧の発電を実現させようとするものであり、太陽光発電施設用地とすることは同一であるが、高圧と低圧の違いがあり、一緒の手続はできないとの回答を得ました。

電磁波の関係で、事業者としての考え方もしくは対策についてはどのようになっているのかの問いに対して、電磁波は電気を交換するパワーコンディショナーから発生するが、体に与える影響はないと承知している。携帯電話のほうが人体に与える影響は大きいと認識しているとの回答を得ました。

そのほかの質問に対しても適切な回答をいただきました。質問以外として、優良農地を農地以外に されることは農業委員として非常に残念であり、農業サイドの視点も考慮いただき、農地として作付 をしつつ上空を利用して発電する営農型発電施設の事業化についても検討いただきたいとの提案い たしました。

採決の結果、運営委員全員一致にて、議案第2号の整理番号1号については許可すべきものとなりました。

以上、報告いたします。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

どうぞ、藤井委員。

- ○26番(藤井幸光君) ちょっと教えてほしいのですけれども、このパネルは国産でしょうか。そこら 辺は、もし確認できていなければいいです。
- ○運営委員会委員長(地引正和君) いいですか、私のほうから。
- ○議長(中川喜一郎君) どうぞ。
- ○運営委員会委員長(地引正和君) 今回には聞かなかったのですけれども、前回聞きまして、韓国製

が一番性能がいいし、単価的にも安いとのことでしたので、今回も同じだと思います、同じ業者なので。

- ○26番(藤井幸光君) はい。
- ○議長(中川喜一郎君) ほかに。 御園さん。
- ○21番(御園 豊君) 21番、御園でございます。

ちょっとお伺いしたいのですが、雨水の処理についてなのですけれども、これ自然浸透ということなのですが、調整池とかというものは設置しなくてよろしいのですか、この面積では。ちょっと確認したいのです。

- ○議長(中川喜一郎君) 事務局、森君。
- ○事務局(森 博君) 雨水の処理については、現時点においては今ほどご説明いたしましたとおり、 浸透ということで計画をされております。赤道を挟んだすぐ隣接地において、さきに皆さんにご審議 いただきました農地2万平方メートルを超える太陽光発電施設用地への転用が計画されております。 計画の内容によっては、今後そちらと雨水の処理を統合すると、そちら側へ処理をすることも一考と して考えられるということのお話ございましたが、現時点においてはあくまでも浸透処理で計画をす るということでご回答をいただいています。調整池の設置はないということで伺っています。
- ○議長(中川喜一郎君) ほかに。
- ○26番(藤井幸光君) もう一つちょっと。
- 〇議長(中川喜一郎君) 藤井委員。
- ○26番(藤井幸光君) これ さんのあれですけれども、直営でしょうか。
- ○議長(中川喜一郎君) 事務局。
- ○事務局(森 博君) 譲受人は さんということになってございますので、直営、実際施工される方は さんという看板でされるとは思いますけれども。
- ○26番(藤井幸光君) 看板は ね。
- ○事務局(森 博君) はい。

渡邉委員。

- ○26番(藤井幸光君) わかりました。
- ○議長(中川喜一郎君) ほかに質疑のある方ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- ○議長(中川喜一郎君) 質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたしますが、討論はございませんか。
- ○24番(渡邉喜一君) 24番の渡邉ですけれども、去年、ことしあたりから、この太陽光発電がすごく 多くなってきたのです。今回も7,600平米ですか、それということで大変に農地がどんどん、どんど

ん消えていくのだけれども、それに対して私はさっき運営委員会でも何か話があったみたいですけれども、危機感を覚えているのだけれども、これに対する歯どめとか、そういうやつをもう考えないと、 農地が本当にもう消えてしまうのではないかというくらい、もうどんどん、どんどん転用のあれが出ているのだけれども、その辺のところを皆さんどう思っているか、そういうあれをちょっと聞きたいのですけれども。

- ○議長(中川喜一郎君) 討論ですから、お互いに何かこうだという話があれば、どうぞ。 どうぞ、髙浦さん。
- ○3番(髙浦芳一君) 3番、髙浦です。

少なくとも農業委員会の中の運営委員会の面々は、先ほど委員長からの報告のありましたように、とにかく同じようなスタンスの中で、これは本来の農業委員会の発言ではないと、審査にかかわる発言ではないのですけれども、もう極力とにかく優良農地の保全に会社としても今後ご協力願いたいというスタンスは運営委員会の面々は持っています。ですから、やっぱり前回の農業委員会のこの総会でも、県の優良農地については何か規制を検討しているような意見もありましたけれども、より声を大きくしていくべきではないかと思います。私の意見です。

- ○議長(中川喜一郎君) ほかに討論ございませんか。 どうぞ、渡邉委員。
- ○24番(渡邉喜一君) 事務局に聞きたいのだけれども、ここ一、二年で農地からこういう太陽光発電のほうに転用されたやつ、例えば大ざっぱな数字でもいいから、わかったら教えてほしいのですけれども、多分5町歩ぐらいとか何とかって大ざっぱな数字は言えると思うのだけれども、どの程度転用されたのか、それちょっと教えていただきたいので、大ざっぱでいいので。去年あたりもあっちのドイツ村か、あっちのほうでも7反だか何だかとか、何かすごい大きな単位で転用されているのだけれども、大ざっぱに6町歩ぐらいもう転用されているのかしら。
- ○議長(中川喜一郎君) 事務局、森君。
- ○事務局(森 博君) 済みません、そのものの資料自体は持っておらないので、正確な数字は申し上げられないのですが、確かに永吉、野里、それから久保田、代宿、今回の久保田、あと林、農地転用の手続、皆さんにご審議していただいているのはこれぐらいだと思うのですが、合計すると3町歩ぐらいの面積ではなかろうかと思われます。
- ○議長(中川喜一郎君) では、次。同じ方は、また後。 どうぞ。
- ○26番(藤井幸光君) この太陽光パネルを設置するところが耕作放棄地であった場合、これは耕作放棄地の面積減少になりますか、カウントされます、どうでしょうか。
- ○議長(中川喜一郎君) 事務局。
- ○事務局(森 博君) 地面でのソーラー発電、要は地面に直接設置するものについては、できた暁

には農地以外の地目になってまいりますので、結果的に農地から外れていくことになりますので、仮にそれが耕作放棄地の面積としてカウントされていたとすれば、その部分は耕作放棄地の面積から減ずることになります。

- ○26番(藤井幸光君) わかりました。
- ○議長(中川喜一郎君) 多田さん、どうぞ。
- ○10番(多田總一郎君) 結構荒れた土地とか山とか、そんなのはあるのだけれども、こういう案件が来たとき、そちらのほうに誘導するようなあれというのはできないものなのですか、申請があったとき。やるほうとしては畑で平らで、やりやすくていいのだろうけれども、できたらできるだけ農地はそのまま残しておいて、実際山とか、そういうやつのほうに振り向けるような、誘導するような形にしたほうが私はいいと思うのだけれども、そういうことはできるか、できないか教えていただきたいと思います。
- ○運営委員会委員長(地引正和君) 私のほうからいいですか。
- ○議長(中川喜一郎君) では、どうぞ、地引委員。
- ○運営委員会委員長(地引正和君) この間、事業者にもその件で聞いたのですけれども、実際には平らなところのほうが非常にやりやすいと、山林とか、そういうところを切り開いていくと、約3倍近く金がかかるということでしたので、あくまでもこれは さんなんかは営業目的でやっておりますので、ちょっとそれをほかに誘導するということはできないのではないかと、航空写真から平ら地を見つけているみたいですから、非常に難しいのではないかとは思います。
- ○議長(中川喜一郎君) 事務局、森君。
- ○事務局(森 博君) 先ほども県の方からもありましたが、不許可にする理由に当たらないと、その申請をお受けすることになってしまいます。例えば第1種農地の広がりのある農地の中で申請があれば、これはもう許可の見込み全くないので、相談の段階でこれはだめですと、お帰りいただくこともちろん、そういうケースが一番多いというふうにご理解いただきたいと思います。次に、可能性が考えられる第2種農地もしくは第3種農地でご相談がある場合は、もちろん可能性という話でお受けせざるを得ないというところになります。

お気持ちとしては同じような気持ちはありますけれども、ただ個人の資産の活用ということになってきて、許可の可能性といいますか、その指針に照らしていった中で、全く見込みがないものであれば別ですけれども、そうでないときに仮に2カ所でご相談あって、こっちとこっち、どっちがいいかと、もし相談あればやむを得ないほうをご案内する。まずこちらからどうでしょうかということは、差し上げることは過去にもありました。そういうことは事務局としてもしてはおります。そういうものを経た上で、皆さんにご審議をしていただいているというところもご理解いただきたいと思います。

- ○議長(中川喜一郎君) 奥野委員。
- ○16番(奥野政義君) 16番、奥野です。

これちょっと冒頭の事務局の説明の中に入っていれば聞き漏らしたのですけれども、これ 5 月 1 日 の例の通達には該当はしないのですか。

- ○議長(中川喜一郎君) 事務局。
- ○事務局(森 博君) 本件土地につきましては、周囲を山林に囲まれておりまして、広がりのある 農地ではないものですから、農地性として第2種農地と判断をしております。5月1日付の通知によって運用が変わった部分というのは、第1種農地になりますので、5月1日付の通知の影響はこれは 受けるものではありません。
- ○議長(中川喜一郎君) はい。
- ○16番(奥野政義君) 16番、奥野です。

7反1区画になっていても、山があれば広がりのある農地ではないということ、そういうこと。

- ○議長(中川喜一郎君) 事務局。
- ○事務局(森 博君) 第1種農地の区分に当たるものとしては、10ヘクタールの一団の農地という ふうになっております。10ヘクタール、例えば4メートル幅員程度の市道が間にあったとしても、そこは容易に農耕用機械が渡れますと、そうなるとその道路は分断要素ではないですというところで、 面と面をつなぎ合わせていって、10ヘクタール以上の一団の農地の中にある場合には第1種農地ですと、今回の土地についてはほぼ周りを山林で覆われているような土地ですので、第2種農地ということで、5月1日付の通知との関連はございません。
- ○議長(中川喜一郎君) ほかに。 渡邉委員。
- ○24番(渡邉喜一君) 24番、渡邉ですけれども、農業委員会の会長の全国会議とか何か、大会だか知らんけれども、そういう場でこういう太陽光発電の農地への転用、歯どめをかけようとか、そういう 話題があったか、なかったとか、そういうあれがあったらちょっと。
- ○議長(中川喜一郎君) 先日日比谷公園に行って、その会場に行きましたけれども、その話はございませんでした。

ほかに。どうぞ。

○27番(福原孝彦君) 27番、福原です。

農業委員の皆さんがお持ちであれば別に結構なのですけれども、第1種農地、多分自分の周りでもなかなかわかりづらいところがあると思うのです。それ皆さんお持ちですか。持っていないとすれば、もう次回の総会等で皆さんに第1種農地は自分の近隣、どこまで第1種農地かというのも提示されたほうがよろしいかと思うのですけれども。

- ○議長(中川喜一郎君) 事務局。
- ○事務局(森 博君) 第1種農地はここですという色塗りをしたものということの理解でよろしいでしょうか。

- ○27番(福原孝彦君) そうですね。
- ○事務局(森 博君) それ自体は事務局でも持っておりませんので、お示しすることができません、 申しわけないのですけれども。

〔「では、わからないではない」と言う人あり〕

- ○事務局(森 博君) ただ、具体的に個別、相談いただいた農地の状況を見せていただいて、これは第1種農地に当たるのか否かというところを判断をさせていただいておりますので、第1種農地はこの範囲です、ここは第1種農地ですという色塗りをしたものは資料はございませんので、配付することはできません。転用事務指針を皆さんにお配りしてございますが、その中に10ヘクタール以上の一団の農地の中にあるものということの記述はあるのですけれども、そこにはその記述しかございませんので、これは何種農地になるのだというのは、個別で判断をさせていただいている現状です。
- ○議長(中川喜一郎君) どうぞ。
- ○27番(福原孝彦君) せっかくの機会ですから、農振はエリアが決まっていますね、ですからそれに合わせて、農業委員の皆さんも個別の全てではなくても、ある程度やっぱり理解できるようなことを提示するのは、事務局としてやっていただいたほうがよろしいのではないかと思うのですが、いかがですか。
- ○議長(中川喜一郎君) 事務局、森君。
- ○事務局(森 博君) 現在はございませんが、今ほどいただいたご意見を参考に、ちょっと事務局 のほうでどういうものができるのか、検討させていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。
- ○議長(中川喜一郎君) ほかに討論。藤井委員。
- ○26番(藤井幸光君) この太陽光パネルは、さっき渡邉さんがおっしゃったとおり、大分話題になってきて、ここの議題にも出ていますけれども、ちょっと勉強会を何か予定してもらいたいと思うのですけれども、きょう今すぐでなくて結構です。ご検討願えますか。お願いします。
- ○議長(中川喜一郎君) 検討事項で。
- ○3番(髙浦芳一君) 研修委員でやったらいいのではないですか。
- ○事務局(森 博君) そうですね。
- ○3番(髙浦芳一君) そのための研修委員でしょう。
- ○議長(中川喜一郎君) ちょっとどちらか返事してください。場合によっては研修のほうで調べてみますとか、その辺はちょっと。
- ○26番(藤井幸光君) では、また私が事務局に行きます。
- ○議長(中川喜一郎君) では、相談してみてください。 ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) たくさん出ました。では、この辺で討論を終結したいと思います。 採決に移ります。

議案第2号の1について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成多数でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2について事務局の説明を求めます。 森君。

○事務局(森 博君) 議案第2号整理番号2についてご説明をいたします。

議案5ページをごらんください。本件は、君津市の法人が市内在住の所有者から申請地を売買によって取得し、上流部に計画する太陽光発電施設用地の調整池から久保田川に排水する既存の青道及びそこに隣接する赤道の管理のため、並びに市道から調整池方向への進入通路として整備しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成26年6月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料17ページの位置図をごらんください。申請地は、椎の森工業団地の南東側約1,300メートルに位置し、耕作されていない農地もありますが、久保田川沿いに広がる農地の中に位置していることから第1種農地と判断をしております。

19ページの土地利用計画図をごらんください。今回の転用申請の出されている土地については、今ほどご説明いたしましたとおり、上流部における太陽光発電施設用地の調整池から久保田川へ排水する水路が既設の青道となりますが、管理者である市の土木管理課との協議により、既存は土側溝であるところをU字溝を設置し、またその脇の赤道について青道を管理できるようにすることを事業者が行うこととなっており、さらに今回の申請地については、既存の赤道と一体利用し、調整池を管理するための通行の際に利用しようとするものです。

既存の青道、赤道部分については、整備後管理者にその後の管理を引き継ぐ予定でありますが、今回の申請地については上流部に設ける調整池などの管理の要素が強いことから、管理者に引き継ぐことができず、上流部での農地転用事業者が管理していく予定と伺っております。

今回整備する道路部分と農地部分については、柵渠を設置し、土砂の崩落を防止する計画となっております。

この転用計画については、直接的な隣接農地は1筆ありますが、自身の農地であり、了解されております。青道の接する側の農地所有者に対しても、今回の計画を説明し、了解されているとのことでありました。

総会資料20ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、山下和彦委員。

○11番(山下和彦君) 11番、山下です。現地調査の結果をご報告いたします。

去る6月17日午後4時に、代理人の株式会社 の さんから申請内容、工事内容について 説明を受け、現地を確認いたしました。

申請目的は、地区外排水施設に伴う管理用通路とするため、今事務局のほうで報告があったとおりです。工事内容は、管理用通路を設けるため、 さんの所有の農地945平米のうち71平米を使用し、幅2.5メートル、長さ約28メートルに砕石を敷き、通路を確保します。また、隣接する青道内に、通路と並行して水路を設置し、上部にある調整池にたまった雨水を下流の久保田川に放流するための工事も行います。工事期間は、来年売電の始まる3月には終了する見込みです。

管理用通路の利用方法ですが、水路の保守点検を行うため、2トン車程度のトラックが往来し、管理することとし、隣接の農地等に与える影響ですが、通路の東側農地との境には青道と赤道があり、影響はないものと思われます。また、反対側は譲渡人、 さんの所有の農地となりますが、通路等の境にはコンクリート板で補強するため影響はないと思われます。

一方の隣接する農地所有者は、 の さんで、境界の立ち会い、工事内容について説明をし、同意を得ていることを確認いたしました。また、久保田川に雨水を放流することで、水利組合には書面で承諾をいただいていることも確認いたしました。

隣接する農地ですが、会議資料の写真のとおり、草が繁茂しており、耕作しておりませんが、草の伸びぐあい等から定期的に草刈りを行い管理しているように思われました。

以上で報告を終了します。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第2号の2について賛成の方は挙手お願いします。

〔 替成者举手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

ここで、1時間経過しましたので、45分まで休憩したいと思います。45分から再開いたします。

休 憩

再 開

○議長(中川喜一郎君) それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開したいと思います。 次に、議案第2号の3について、事務局の説明を求めます。 森君。

○事務局(森 博君) 議案第2号の整理番号3についてご説明をいたします。

議案5ページをごらんください。本件は、木更津市内の法人が木更津市在住の個人から農地を売買によって取得し、建売分譲住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成26年6月2日に申請書の提出がなされております。

総会資料21ページの位置図をごらんください。申請地は、 の東側に位置しており、広がり のある農地の中に存することから、第1種農地と判断されます。

建物の配置については、総会資料の22ページのとおりであり、雨水排水については宅地内にて排水抑制をし、新設する側溝に接続放流する。汚水雑排水については、既設集落排水本管に排水する計画となっております。

総会資料23ページに現地の写真を添付しております。

なお、事務局における現地調査の時点では、ごらんの写真のとおり草が茂っておりましたが、当局より適切な管理をお願いし、担当地区農業委員の現地調査の時点では、草刈りがなされていたとのことであります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

9番、佐久間政男委員。

○9番(佐久間政男君) 9番、佐久間です。

6月17日午後3時に代理人の立ち会いのもと、現地を確認いたしました。内容については、ただいま事務局からの説明にありましたとおり、三箇の鹿島地区の農地3筆を使用して3戸の建売分譲住宅に転用したいとのことです。先ほど説明がありましたが、現地はきれいに草刈りをしてありました。排水関係も、雨水については浸透貯留槽から300のU字溝にて既設の側溝へ排水する。汚水については、集落排水に接続する計画とのことです。

周辺の農地については、土地改良区については許可をいただいているとのことです。それと、北側で耕作している耕作者については、今回の計画を説明し、了承を得ているとのことでありました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- ○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。 どうぞ。
- ○24番(渡邉喜一君) これ水田だと思うけれども、こういうところに家が建つと、農地側のほうから 見ると空散とか、そういうとき非常に気を使うし、また住宅のほうからもクレームが入ったり、いろ いろ非常に問題が多いのだけれども、その辺のところのあれは了解はみんなオーケーをとっているか どうか、それを教えてください。
- ○議長(中川喜一郎君) 佐久間さん。
- ○9番(佐久間政男君) 書類に添付されている写真ではちょっとわかりにくいと思いますけれども、 この造成のすぐ隣、隣接地には一戸建てのもう住居がありますもので、そういうところにも許可が出 ているところです。
- ○議長(中川喜一郎君) よろしいですか。

ほかに討論ありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決いたします。

議案第2号の3について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3については許可相当と決定いたします。

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

○議長(中川喜一郎君) 次に、議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてを議題といたします。

議案第3号について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局(森 博君) 議案第3号整理番号1の農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願 についてご説明をいたします。

議案の6ページをごらんください。農地法の規定に基づく許可を要しないと認められる土地については、現況確認書を添付し、地目変更の登記手続が行えることとなっております。

その対象地としましては、1つとして、天災地変によって農地性を失った土地で、原状に復することが困難と認められるもの。2つとして、農地法第4条第1項第1号及び第7号を除く各号の規定により、転用制限の例外とされているもの。3つとして、市民農園整備促進法第11条第2項及び第3項の規定により、転用制限の例外とされているもの。4つとして、既に農地以外の土地になっていることが明白なもののうち、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつこの間、農地法第51条の規定による違反の処分を受けていないものとして、現況確認書の取得をするための証明願でありまして、今回の証明は4番目に申し上げた既に農地以外の土地になっていることが明白なもののうち、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつこの間、農地法第51条の規定による違反の処分を受けていないものとして、現況確認書の取得をするための証明願であります。

議案資料の24ページをごらんください。証明願の写しを添付しております。

今回の申請地は、開業当時株式会社

であったところ、商号変更や分割、合併

により、現在は株式会社

により運営されており、この

か

ら申請が提出されたものであります。

議案資料25ページをごらんください。申請箇所は、蔵波地先の

D 内

に存する農地で、

と にまたがる274平方メートルです。

申請理由としましては、当該 開設時に農地を 用地とする農地転用申請がなされておるところですが、その手続から漏れていることがこのほど判明しましたが、昭和54年の航空写真により、当該土地は の の一部として使用されてきた経緯が確認できましたので、農地法の規定に基づく許可を要しない土地として現況確認書により証明を受けるものです。

今回の農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、初めての案件になりますので、もう少しだけ説明させていただきますが、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明は、登記上の地目が農地であるのに、現況が農地以外のものである土地について、農地法の規定に基づく許可、つまり農地転用などについて許可を要しない土地であることを県が証明するものであります。この手続については、千葉県農地転用事務指針にて規定されております。

総会資料26ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

25番、笹生猛委員。

○25番(笹生 猛君) 25番、笹生です。

6月16日10時30分より、

の社員から説明を受けたところ、今ほど事務局の

ほうから説明がありましたとおり、開業当時の農地転用の許可が漏れていたことが判明し、このたび この手続をするということに至ったわけです。 対象地は、 の にありまして、写真にあるとおりでございます。このようなことから 現地で確認をしたところですが、説明のとおりでして、この証明願については適当であると判断いた しました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

どうぞ、16番、奥野委員。

○16番(奥野政義君) 16番、奥野です。

のこの については、そのほかの土地もほとんどこういった状況ではないかと思うのですけれども、その辺はどうなのですか。

- ○議長(中川喜一郎君) 事務局、森君。
- ○事務局(森 博君) この昭和50年の転用のお手続の際に、そのほかの農地については手続をされていると。
- ○16番(奥野正義君) いる。
- ○事務局(森 博君) はい。農地転用手続をされていると。
- ○16番(奥野正義君) ほかについては。
- ○事務局(森 博君) はい。この さん、百四十数カ所の があるようなのですが、その資産台帳を今見直しをしておったところ、この については、今回これ1件なのですけれども、そのほかにも漏れているということが確認できた農地があったと、まず1件、これは準備ができたので、これは今回のこの手続にのりますけれども、このほかにも同じような状況の農地がありまして、準備ができ次第また皆さんにご審議をいただくというようなことでございまして、それ以外の部分については開業当時の手続によりまして、農地を 用地とするということについての手続はされていると。

ただ、登記地目につきましては、農地のまま現在もあるのがほとんどです。雑種地に変えてあるというのはないのではないかと思います。ですけれども、この証明願を取得する方法以外に法務局に地目変更の届け出をして農地ですと農業委員さんに確認をしていただいて、農地、非農地の判断をしていただくことが皆さんもご経験された方、何人かおられると思うのですけれども、ここは登記地目を農地以外にしたいというお手続ではなくて、当初の転用が漏れたことを、その漏れたままではまずいので、それを解消したいということでのお手続として今回このような形になっているということになります。

以上です。

- ○議長(中川喜一郎君) ほかに。奥野さん、どうぞ。
- ○16番(奥野政義君) それに関連してなのですけれども、では今後農地であるという状況は結局その

ままずっと永遠に続くしかないわけですか。

- ○議長(中川喜一郎君) 事務局。
- ○事務局(森 博君) 登記地目については、ご自身でというか、お手続をしていただかないと変わらないということになりますので、ですからそれ以外、法令以外の案件、例えば専用住宅の建築ということで転用上がってきても、登記地目の変更までしないと、登記地目は農地のまま、ただ現況としては宅地になっているというところがあるのですけれども、それはその登記地目の変更というお手続をしないと、この部分というのは変わってこないということになります。
- ○議長(中川喜一郎君) ほかに。渡邉委員。
- ○24番(渡邉喜一君) それに関連することで、ちょっと確認したいのだけれども、そうしたら前に市 役所の課税課だか納税課だかで毎年証明書が来ます。地番とか農地とか云々とか、そういうあれでは、 では見つけることはできないのですね、抜けが、そういう部分の。
- ○議長(中川喜一郎君) 事務局、森君。
- ○事務局(森 博君) そうですね。多分今渡邉委員おっしゃっているのは、固定資産税の納税通知の際に、ご自身のどこそこ何番地が登記地目が何で、現況地目が何で、何平米でと来るやつだと思うのですけれども、その登記地目は変更しない限りは例えば田とか畑とかになっています。そこは転用してあるかどうかというのは、そこではわかりませんし、転用したのだけれども、変えなければそこはずっとそのままになっていますので、これは 様は多分わからないことだったと思われます。

さんが自身の資産台帳と転用の手続したものと照らし合わせていって、これ漏れているというのが確認できたということではなかろうかと思います。

○議長(中川喜一郎君) ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。討論ございませんか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第3号について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については承認するものとして知事に意見を付して申請書を送付いたします。

議案第4号 平成26年度第3次農用地利用集積計画承認の件

○議長(中川喜一郎君) 次に、議案第4号 平成26年度第3次農用地利用集積計画承認の件を議題とします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。 今回の申請は、利用権の設定が2件で、71.91アールとなっております。個々の内容につきまして は記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書(案)4ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。

株式会社 ですが、申請面積は20.25アール、 さんですが、申請面積は51.66アールとなっております。

以上でございます。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) ないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) ございませんね。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

報告事項

○議長(中川喜一郎君) 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

神作君。

○事務局(神作高史君) 事務局、神作です。報告第1号についてご報告いたします。

議案7ページと8ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の 提出がありましたので、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理 いたしましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成26年5月1日から平成26年5月30日まで8件です。 報告は以上でございます。

○議長(中川喜一郎君) 報告は以上でございます。

その他

○議長(中川喜一郎君) 次に、日程第4、その他に入ります。

事務局、何かありましたら。

事務局、森君。

○事務局(森 博君) その他として、ちょっと皆様方にご説明したいことがございます。今ほど資料を配らせていただきますので、少しお待ちください。

〔資料配付〕

○事務局(森 博君) では、ちょっとたくさん資料を配付したのですけれども、その中からまずちょっと何点か先にご説明いたします。

資料1と2と3、こちらにつきまして先月の総会において、第1種農地における転用の例外の取り扱いで皆様に状況をご説明したところですけれども、県からの通知文をお示しできずに申しわけございませんでした。資料の1が26年2月20日付の農地第832号、それと資料2が平成26年5月1日付の農振第205号で、資料3が先月5月20日に審議いただきまして、千葉県農林水産部長宛ての依頼文でございます。その資料3を千葉県農林水産部長宛てに送付したところの回答が、その何枚か下に資料7というのがあるかと思います。

- ○21番(御園 豊君) ちょっと待った。その資料1の3とか7というのは、こっちもらっていないけれども。そんなにあるのだ。ここのところはない、みんな。
- ○議長(中川喜一郎君) 資料1から8番まであります。確認してください。ないところは至急。
- ○事務局(森 博君) 先月の総会のご説明をしました第1種農地の取り扱いについての関係書類が、今ほどのとおりでございまして、こちらから要望といいますか、対応を検討いただきたいというふうに資料3で投げかけたものに対しての答えが資料7として本日送付されましたので、皆様に配付をさせていただきました。資料7にいるいろ書いてございますけれども、裏面の4、照会の記の2についてですがというところで、要はこの記の2というのは、こちらから県に上げた際に、もう準備をしていた人とか、もう既に申請をした人についての経過措置なりなんなりがないですかというふうに投げかけた部分なのですけれども、それについてですが、農地転用許可はその可否を判断する時点の法令または通知などに基づき、申請された内容について個別具体的に判断を行うものです。したがって、今回国の解釈が示されたことから、速やかに当該解釈を含めて許可の可否を判断することとしていますということで、今回国の解釈が示されたので、その解釈によって判断をしますと。それで、うちの

ほうとして上げました猶予期間なりなんなりの部分についての考慮はしないということが書かれているというところになります。

次に、もう一点ご報告がございまして、これはちょっと今お配りした資料の中にはないのですが、 平成26年4月21日開催のこの総会におきまして、許可相当のご判断をいただきました大曽根字

における太陽光発電施設用地への転用案件につきましては、当該農地は第1種農地でありまして、この転用計画については平成26年5月1日付の文書、今ほどでいきますとこの資料2の文書による取り扱いの変更の影響を受けまして、平成26年6月10日付で不許可処分とされましたことをご報告いたします。

以上です。

- ○議長(中川喜一郎君) 事務局からの報告は以上で終わり。
- ○事務局(森 博君) はい。
- ○議長(中川喜一郎君) では、これで締めてとりあえずはいいね。
- ○事務局(森 博君) そのほかの部分については、一旦締めた後にまた。
- ○議長(中川喜一郎君) はい。

それでは、本日の日程は全て終了しました。この後、若干視察研修の確認等はございますが、これを......

- ○27番(福原孝彦君) 議長、その他でしょう。その他を締めてしまったの。
- ○議長(中川喜一郎君) その他で何か。 では、どうぞ。
- ○27番(福原孝彦君) 27番、福原ですけれども、先ほど議案の中で葛田委員及び髙浦委員のほうから お話があった地区外の農業法人等が耕作している農地がありましたね。刈り取りのときに非常に不都 合があるという苦情があったとすれば、その点については事務局のほうで把握をして、当該農業法人 のほうに文書をもってやはりきちっとするようにとか、何らかの形でやられたほうがいいというふう に思うのですが、農業委員の皆さん、いかがでしょうか。
- ○議長(中川喜一郎君) それは、今の返事お願いします。 森君。
- ○事務局(森 博君) 今ほどいただいたご意見というか、この会でいただいたご意見踏まえまして、 具体的にお名前の挙がっております さんに連絡をとりまして、こちらでの皆さんからのご意 見をお伝えする、あるいは向こうからの状況を聴取するのはさせていただきたいと思います。その上 で、文書による改善の要請なりなんなりが必要というふうな判断できましたらば、その辺はさせてい ただくようにはいたしたいと思いますが、まずもってして今ほど皆さんからいただいたので、その状 況に間違いはないとは思うのですけれども、こちらとしても状況把握をまずさせていただきたいとい うふうに考えてございます。

- ○議長(中川喜一郎君) よろしいですか。
- ○27番(福原孝彦君) はい。
- ○議長(中川喜一郎君) ほかに今の関連でございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) では、再び申し上げますが、本日の日程は全て終了いたしました。

閉 会

○議長(中川喜一郎君) これをもちまして、第17回農業委員会総会は閉会いたします。 どうもお疲れさまでした。

午後5時12分 閉会